

産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成21年度）について〔概要〕

環境省 廃棄物・リサイクル対策部
適正処理・不法投棄対策室

1 平成21年度に判明したと報告された産業廃棄物の不法投棄事案（新規判明）

○ 件数及び量

- ・ 不法投棄の件数は279件
- ・ 不法投棄量は5.7万トン
- ・ 前年に比べて、件数で29件減少、不法投棄量で14.6万トン減少
→ この10年間の傾向としては、件数では減少、量はおおむね減少。

○ 実行者別の状況

- 件数では、
 - ・ 排出事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・150件（53.8%）
 - ・ 実行者不明・・・・・・・・・・・・・・・・・・71件（25.4%）
 - ・ 複数・・・・・・・・・・・・・・・・・・22件（7.9%）
 - ・ 無許可の産廃処理業者（無許可業者）・・・・18件（6.5%）
- 投棄量では、
 - ・ 排出事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・2.5万トン（43.3%）
 - ・ 実行者不明・・・・・・・・・・・・・・・・・・1.4万トン（23.9%）
 - ・ 複数・・・・・・・・・・・・・・・・・・1.3万トン（22.1%）
 - ・ 無許可業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・0.3万トン（5.8%）

○ 廃棄物の種類

- 件数では、建設系廃棄物が
 - ・ 192件（がれき類103件、建設混合廃棄物51件、建設系木くず31件 等）
 - ・ 全体（279件）の68.8%
- 投棄量では、建設系廃棄物が
 - ・ 4.2万トン（建設混合廃棄物1.4万トン、がれき類1.3万トン、建設系汚泥0.9万トン 等）
 - ・ 全体（5.7万トン）の73.0%

○ 生活環境保全上の支障等の状況及び都道府県等の対応状況

	投棄件数	割合	投棄量(t)	割合
現に支障が生じている	0	0.0%	0	0.0%
支障除去措置(実施済、一部着手を含む)	0	0.0%	0	0.0%
措置完了※2	0	0.0%	0	0.0%
現に支障のおそれがある	10	3.6%	11,891	20.8%
支障のおそれの防止措置(実施済、一部着手を含む)	5	1.8%	10,488	18.3%
措置完了※2	0	0.0%	0	0.0%
周辺環境モニタリング	1	0.4%	30	0.1%
定期的な立入検査	4	1.4%	1,373	2.4%
現時点では支障等はない	261	93.5%	42,782	74.7%
撤去指導、追跡調査等	79	28.3%	9,469	16.5%
特段の対応なし	182	65.2%	33,313	58.2%
支障等調査中	8	2.9%	2,601	4.5%
支障を明確にするための確認調査	8	2.9%	2,601	4.5%
計※1	279	100.0%	57,274	100.0%

※1 当該年度内に不法投棄事案として新たに判明したと報告された事案数。

※2 ※1の事案のうち当該年度内に措置が完了した事案であり、当該年度末時点での残存事案数には含まれていない。

※3 量及び割合については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

2 平成21年度に判明したと報告された産業廃棄物の不適正処理事案（新規判明）

○ 件数及び量

- ・ 不適正処理の件数は187件
- ・ 不適正処理量は37.9万トン
- ・ 前年に比べて、件数で121件減少、不適正処理量で84.9万トン減少

○ 実行者別の状況

- 件数では、
 - ・ 排出事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127件（67.9%）
 - ・ 産業廃棄物許可業者（許可業者）・・・・・・ 29件（15.5%）
 - ・ 複数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23件（12.3%）
 - ・ 実行者不明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4件（2.1%）
- 不適正処理量では、
 - ・ 複数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25.7万トン（67.9%）
 - ・ 許可業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8.6万トン（22.8%）
 - ・ 排出事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3.4万トン（8.9%）
 - ・ 実行者不明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0.08万トン（0.2%）

○ 廃棄物の種類

- 件数では、建設系廃棄物が
 - ・ 129件（がれき類64件、建設系木くず31件、建設混合廃棄物27件 等）
 - ・ 全体（187件）の69.0%

- 不適正処理量では、汚泥が12.0万トン、鉱さいが9.7万トン、がれき類が4.8万トン、建設系廃プラスチックが2.7万トン、建設混合廃棄物が2.2万トン。

○ 生活環境保全上の支障等の状況及び都道府県等の対応状況

	不適正処理件数	割合	不適正処理量(t)	割合
現に支障が生じている	0	0.0%	0	0.0%
支障除去等着手(実施済を含む)	0	0.0%	0	0.0%
行政命令履行	0	0.0%	0	0.0%
行政指導等	0	0.0%	0	0.0%
現に支障のおそれがある	8	4.3%	241,506	63.7%
支障のおそれの防止措置(実施済、一部着手を含む)	1	0.5%	234,001	61.7%
措置完了※2	0	0.0%	0	0.0%
周辺環境モニタリング	0	0.0%	0	0.0%
定期的な立入検査	7	3.7%	7,505	2.0%
現時点では支障等はない	172	92.0%	118,552	31.3%
撤去指導、定期的な立入検査等	71	38.0%	58,317	15.4%
特段の対応なし	101	54.0%	60,235	15.9%
支障等調査中	7	3.7%	18,997	5.0%
支障を明確にするための確認調査	7	3.7%	18,997	5.0%
計※1	187	100.0%	379,055	100.0%

※1 当該年度内に不適正処理事案として新たに判明したと報告された事案数

※2 ※1の事案のうち当該年度内に措置が完了した事案であり、当該年度末時点での残存事案数には含まれていない。

※3 量及び割合については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

3 平成21年度末の時点で残存している産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理事案（以下、「残存事案」という。）

○ 平成21年度末における残存事案の残存件数及び残存量

- ・ 残存事案の件数は2,591件
 - ・ 残存量の合計は1,730.5万トン
 - ・ 前年に比べて件数で84件減少、残存量で4.5万トン増加
- 毎年度、新たに判明したと報告され、その一部が残存事案として残ってしまうこと、現時点では支障等がないこと等から行政等による支障除去等措置を必要としない事案が大部分であること、大規模事案である福井県敦賀市事案等、産廃特措法等の財政支援による支障除去等措置が継続中のものがかかり残っていること等から、件数及び量ともになかなか減少していない。

○ 実行者別の状況

- 件数では、
 - ・ 排出事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 999件 (38.6%)
 - ・ 無許可業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 601件 (23.2%)
 - ・ 実行者不明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 576件 (22.2%)
- 残存量では、
 - ・ 許可業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 921.0万トン (53.2%)
 - ・ 無許可業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 431.8万トン (25.0%)
 - ・ 排出事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 160.1万トン (9.3%)

○ 不法投棄等廃棄物の種類

- 件数では、建設系廃棄物が
 - ・ 1,878件、全体（2,591件）の72.5%
- 残存量では、建設系廃棄物が
 - ・ 1,143.2万トン、全体（1,730.5万トン）の66.1%

○ 生活環境保全上の支障等の状況及び都道府県等の対応方針

- ・ 不法投棄等の開始時期と支障の状況

	残存件数	割合	残存量(t)	割合
平成10年6月16日以前	484	18.7%	9,927,351	57.4%
現に支障が生じている	11	0.4%	3,807,336	22.0%
現に支障のおそれがある	55	2.1%	3,239,109	18.7%
現時点では支障等はない	404	15.6%	2,316,473	13.4%
支障等調査中	14	0.5%	564,433	3.3%
平成10年6月17日以降	1,712	66.1%	4,793,089	27.7%
現に支障が生じている	9	0.3%	60,540	0.3%
現に支障のおそれがある	64	2.5%	2,239,839	12.9%
現時点では支障等はない	1,615	62.3%	2,418,352	14.0%
支障等調査中	24	0.9%	74,358	0.4%
開始時期調査中	42	1.6%	30,963	0.2%
現に支障が生じている	0	0.0%	0	0.0%
現に支障のおそれがある	10	0.4%	950	0.0%
現時点では支障等はない	31	1.2%	29,977	0.2%
支障等調査中	1	0.0%	36	0.0%
特定困難	353	13.6%	2,553,567	14.8%
現に支障が生じている	0	0.0%	0	0.0%
現に支障のおそれがある	22	0.8%	111,291	0.6%
現時点では支障等はない	312	12.0%	2,438,138	14.1%
支障等調査中	19	0.7%	4,139	0.0%
合計	2,591	100.0%	17,304,970	100.0%
現に支障が生じている	20	0.8%	3,867,876	22.4%
現に支障のおそれがある	151	5.8%	5,591,189	32.3%
現時点では支障等はない	2,362	91.2%	7,202,939	41.6%
支障等調査中	58	2.2%	642,966	3.7%

※ 量及び割合については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

・ 不法投棄等の支障等の状況及び都道府県等の対応方針

	残存件数	割合	残存量(t)	割合
現に支障が生じている	20	0.8%	3,867,876	22.4%
支障除去措置 ^{※※}	20	0.8%	3,867,876	22.4%
現に支障のおそれがある	151	5.8%	5,591,189	32.3%
支障のおそれの防止措置(一部着手を含む)	27	1.0%	4,299,870	24.8%
周辺環境モニタリング	23	0.9%	794,514	4.6%
定期的な立入検査	100	3.9%	494,665	2.9%
その他(定期的な立入検査及び周辺環境モニタリング)	1	0.0%	2,140	0.0%
現時点では支障等はない	2,362	91.2%	7,202,939	41.6%
改善指導、定期的な立入検査、監視等	720	27.8%	2,575,688	14.9%
特段の対応なし	1,642	63.4%	4,627,251	26.7%
支障等調査中	58	2.2%	642,966	3.7%
支障を明確にするための確認調査	57	2.2%	433,966	2.5%
その他(継続的な立入調査)	1	0.0%	209,000	1.2%
計	2,591	100.0%	17,304,970	100.0%

※ 量及び割合については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

※※ 平成22年12月現在、すべての事案で支障除去措置に着手済。

4 「不法投棄撲滅アクションプラン」への対応

- 環境省では、平成21年度までに5,000トン超の大規模事案をゼロにすることを目標にして、平成16年6月に「不法投棄撲滅アクションプラン」を策定し、これに基づき不法投棄等の防止のための幅広い取組を実施。
- 平成21年度に新たに判明した5,000トンを超える大規模不法投棄は2件、18,520トンとなっており、件数、量ともにアクションプラン策定時の平成16年度（大規模不法投棄は7件、305,499トン）に比べると大幅に減少。また、平成21年度に新たに判明した大規模不適正処理は4件、303,244トンで、平成16年度（大規模不適正処理は18件、234,906トン）に比べると件数では大幅に減少、量では増加。
- このように、環境省等の種々の取組にもかかわらず、平成21年度にも大規模事案が新たに判明しており、平成21年度までに5,000トン超の大規模事案をゼロにすることはできず、残念ながらアクションプランの目標達成には至らず。
- 今後は、現行のアクションプランに代わる新しいアクションプランを策定し、不法投棄等の撲滅を図るべく、更なる取組を推進していく。

5 環境省の取組み

- 廃棄物処理法の累次の改正による規制の強化をはじめ、不法投棄等の未然防止・拡大防止のための様々な施策の実施等により、産業廃棄物の不法投棄等の新規判明事案の件数は減少。また、これら新規判明事案で、現に支障等があると報告されたものについては、都道府県等により、支障の除去等の防止措置、周辺環境モニタリング、状況確認のための立入検査のいずれかの措置が講じられているか又は講じることとされ

ている。

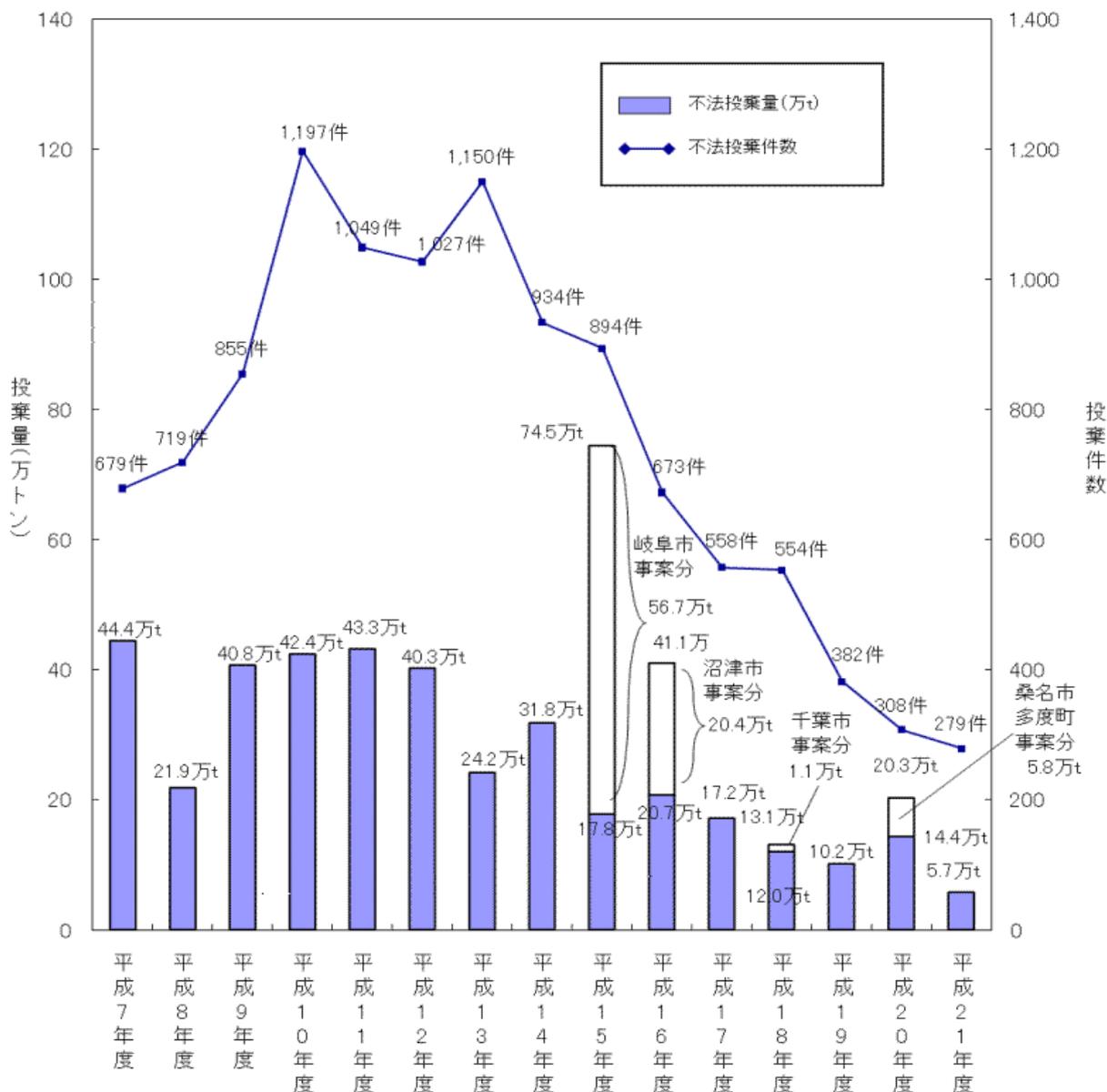
- しかしながら、5,000トン以上の大規模な不法投棄事案は新たに2件、不適正処理事案については4件判明し、5,000トン未満の規模のものを含めると、全体ではいまだに279件の不法投棄、187件の不適正処理が新たに判明したと報告されており、いまだ不法投棄等の事案を撲滅するには至っていない。
- 残存事案2,591件について、現に支障等があると報告されている171件については、支障等の状況により、支障の除去等の防止措置、周辺環境モニタリング、状況確認のための立入検査又は周辺環境モニタリングと立入検査の両方の実施のいずれかの措置が講じられているか又は講じることとされているところ。
- 現在、支障等調査中と報告された事案が58件残っていることから、早急に支障等の状況を明確にした上で、支障のおそれの度合いに応じた対応が必要。現時点では支障等がないと報告された2,362件についても、必要に応じて、定期的・継続的な状況確認を行い、支障等の状況に変化が生じた場合には速やかに必要な対応ができるようにしておくことが必要。
- 支障の除去又はそのおそれの防止措置が完了した事案については、残存事案から除外されることになるが、全量撤去以外の措置がなされた事案については、その後の土地利用において土地の形質の変更（廃棄物搬出含む）等がなされた場合には新たなリスクが発生し得ることから、廃棄物処理法に基づく指定区域に指定する等、別途関係者間で情報共有及び管理を行っていくことが重要。
- これら残存事案については、都道府県・政令市別及び市町村別、並びに支障等の状況別にリスト化して公表資料の中のデータの1つとして公表し、関係者間で情報共有を図り、将来にわたって的確に対応していけるようにしていくことが必要。
- 以上のような状況の中、環境省では、廃棄物の適正な処理の確保を図るため、排出事業者による適正な処理の確保対策の強化、廃棄物の不適正な処理への厳格な対応、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化等の措置を講ずること等を盛り込んだ廃棄物処理法の一部を改正する法律案をさきの通常国会に提出し、可決・成立（平成22年5月法律第34号）。平成22年12月17日に関係する政令が閣議決定され、改正法は平成23年4月1日付で施行。今後、改正法の円滑な施行のため、都道府県等や関係団体等への周知徹底を図るところ。
- また、経済の状況によっては不法投棄等の増加が懸念されることを勘案し、引き続き、不法投棄等の防止を図るため、全国ごみ不法投棄撲滅運動の展開による監視活動の強化、エコアラムネット等を活用した取組、現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援、衛星画像を活用した早期発見・早期対応等の取組を展開し、地方環境事務所が拠点となって都道府県等と緊密に連携し、大規模事案を中心に新規に判明される事案を減少させることができるよう、早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止の取組を一層推進。
- さらに、支障等がある残存事案の支障の除去等の措置については、平成10年6月16日以前に行為のあった事案は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）に基づき都道府県等が行う代執行について国からの補助等の支

援を実施しており、これまでに12事案について同法に基づく大臣同意がなされてること。一方、平成10年6月17日以降に行為のあった事案については、建設八団体副産物対策協議会をはじめとして、(社)日本経済団体連合会会員団体及び企業、(社)全国産業廃棄物連合会、(社)日本医師会及び四病院団体協議会各団体からの出えんをいただき、国からの補助も加えて造成した廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金により、都道府県等の代執行経費に対する支援を行っており、平成21年度末までにのべ75事案に対して支援。

- しかしながら、産廃特措法についてはその期限が平成24年度末となっていることから、産廃特措法の対象となる事案の状況を踏まえつつ、生活環境の保全上支障又はそのおそれがある同法に定める特定産業廃棄物に対する今後の対応を検討していくところ。
- また、廃棄物処理法に基づく基金による支援については、当該支援の在り方について検討する懇談会が平成21年10月に取りまとめた報告書の中で、現行基金の積み増し期間は平成24年度までの3年間とし、平成22年度以降に新たに判明する事案は本基金の対象には含めないこと、現行基金で支援できなかった事案については今後改めて検討される新たな支援スキームにより可能な範囲で支援すること、平成25年度以降の新たな支援スキームについては産廃特措法の動向等も踏まえつつ、当該懇談会において検討に着手し、平成24年度末までの3年間で結論を得ることとされ、同懇談会において引き続き検討を行っていくところ。

【参考】

○ 不法投棄件数及び投棄量の推移（新規判明事案）



注)

1. 不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて）を集計対象とした。

2. 上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。

上記棒グラフ白抜き部分の平成18年度千葉県事案については、平成10年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

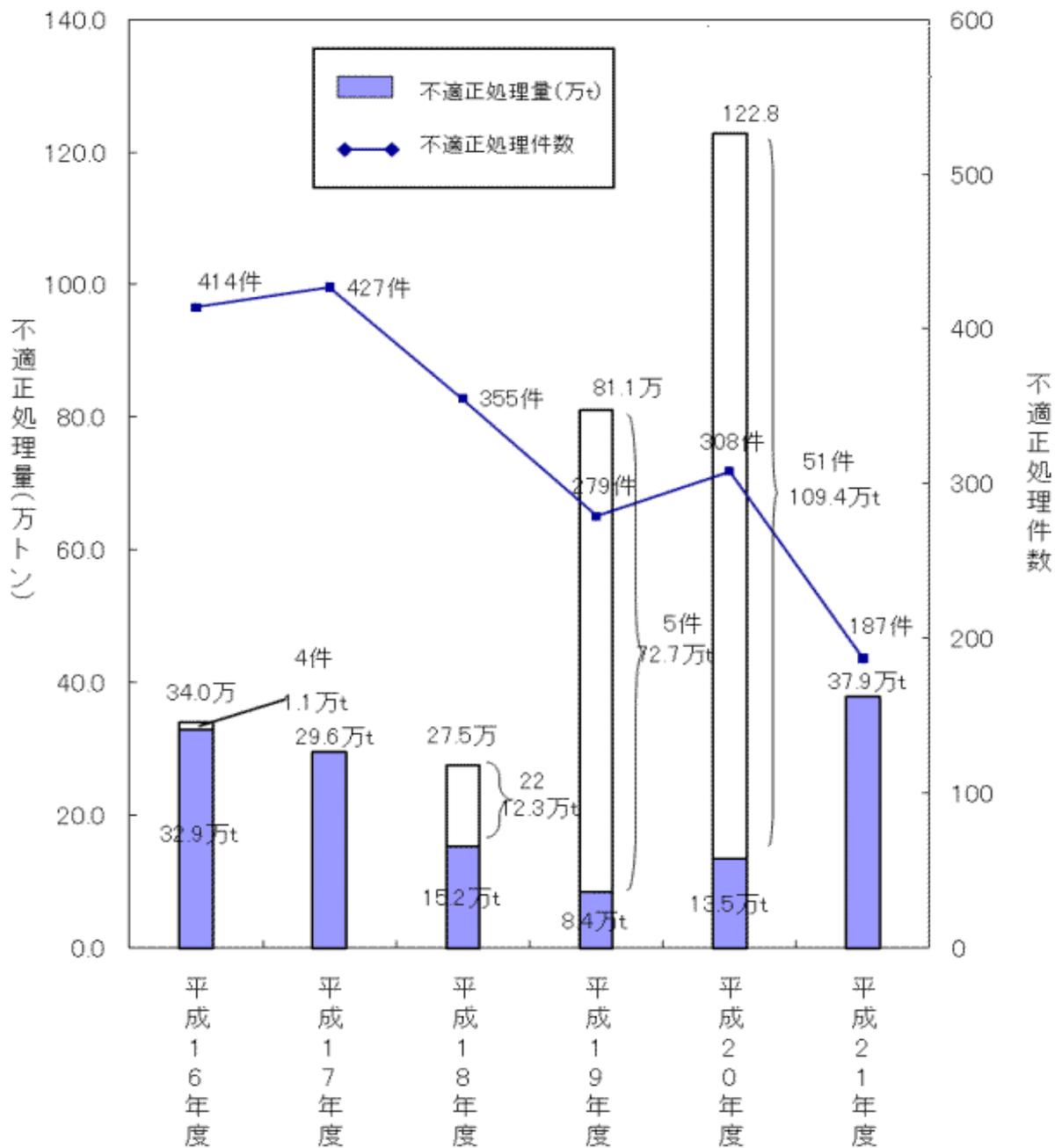
上記棒グラフ白抜き部分の平成20年度桑名市多度町事案については、平成18年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

3. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。

なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これらのフェロシルトに製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、産業廃棄物の不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県の45カ所において確認され、そのうち42カ所で撤去が完了している（平成22年2月15日時点）。

※ 量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

○ 不適正処理件数及び不適正処理量の推移（新規判明事案）



注)

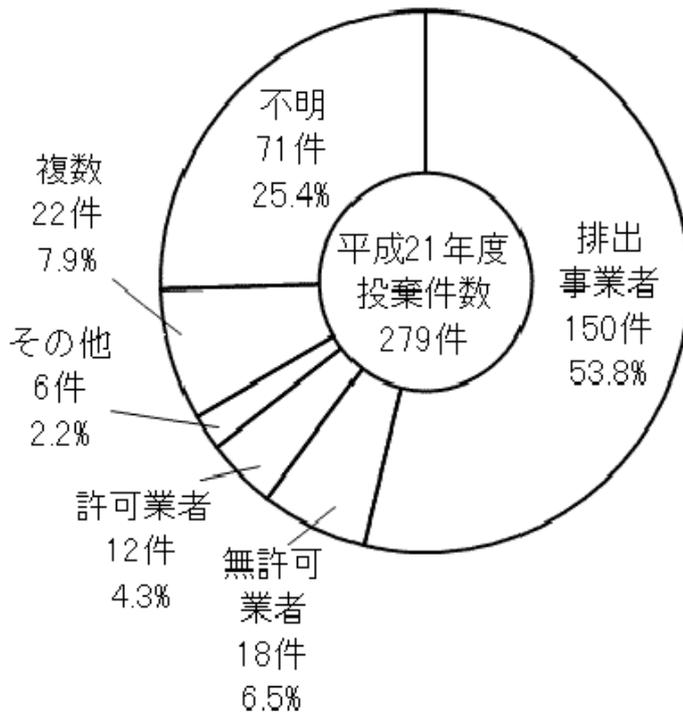
1. 不適正処理件数及び不適正処理量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件当たりの不適正処理量が10t以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて）を集計対象とした。
2. 上記棒グラフ白抜き部分は、報告された年度より前から不適正処理が行われていたもの。
3. 平成21年度に報告されたものには、大規模な事案である福島県川俣町事案23.4万t、茨城県神栖市事案1.2万t、石川県小松市事案3.1万t、長野県塩尻市2.6万tを含む。
4. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。

なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これらのフェロシルトに製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、産業廃棄物の不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県の45カ所において確認され、そのうち42カ所で撤去が完了している（平成22年2月15日時点）。

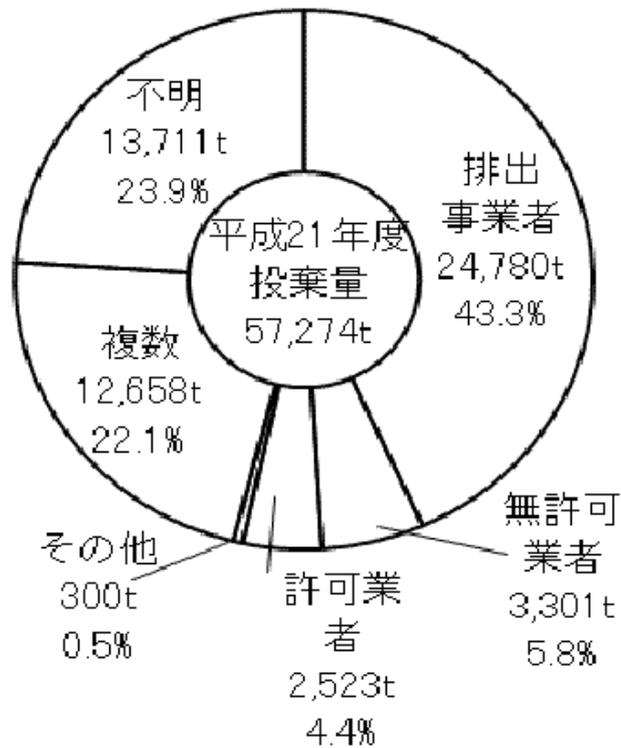
※ 量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

○ 不法投棄実行者の内訳（新規判明事案）

① 投棄件数



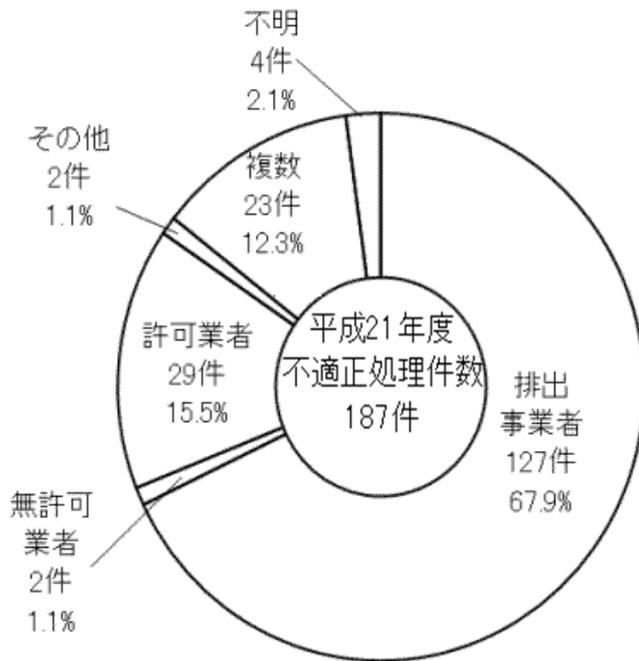
② 投棄量



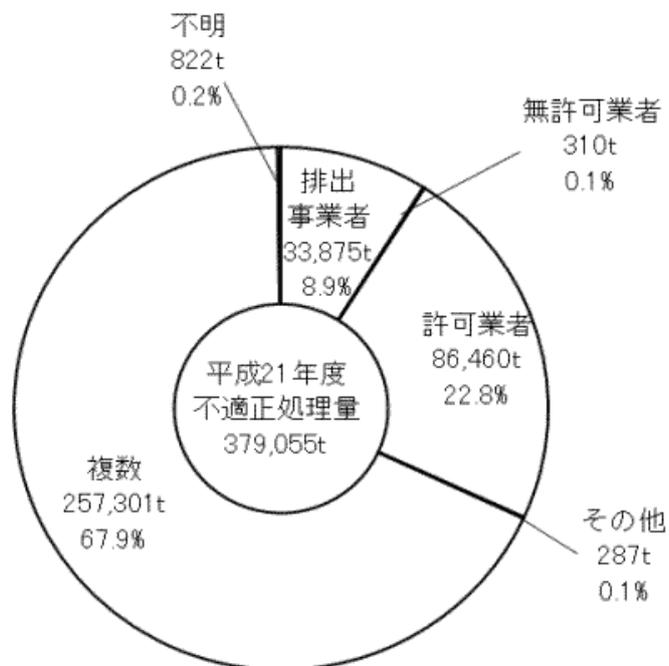
※ 量及び割合については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

○ 不適正処理実行者の内訳（新規判明事案）

① 不適正処理件数



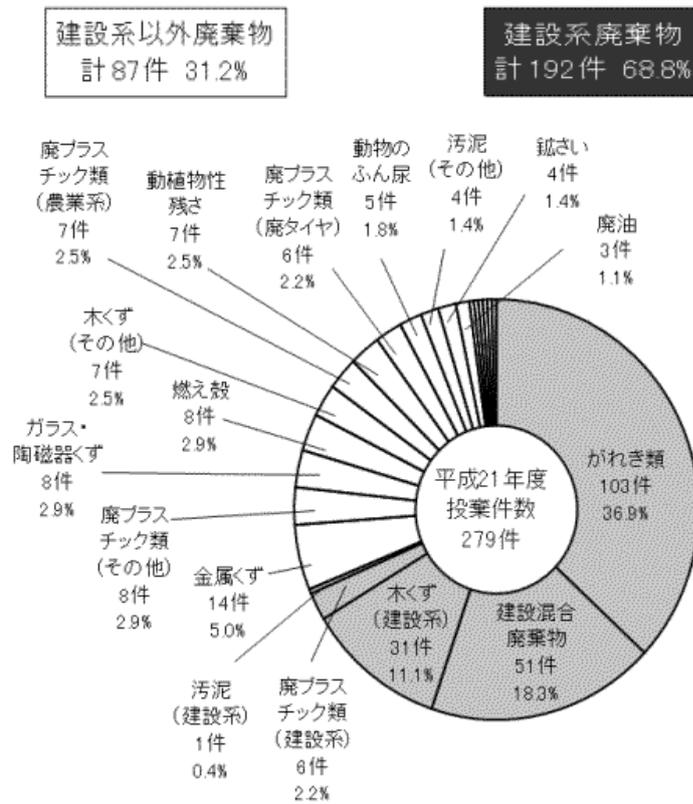
② 不適正処理量



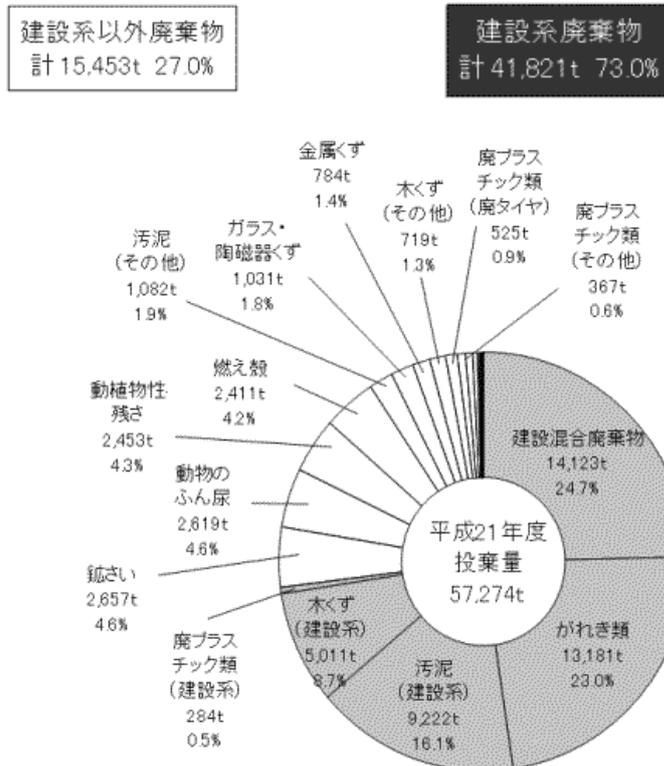
※ 量及び割合については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

○ 不法投棄廃棄物の種類及び量（新規判明事案）

① 投案件数



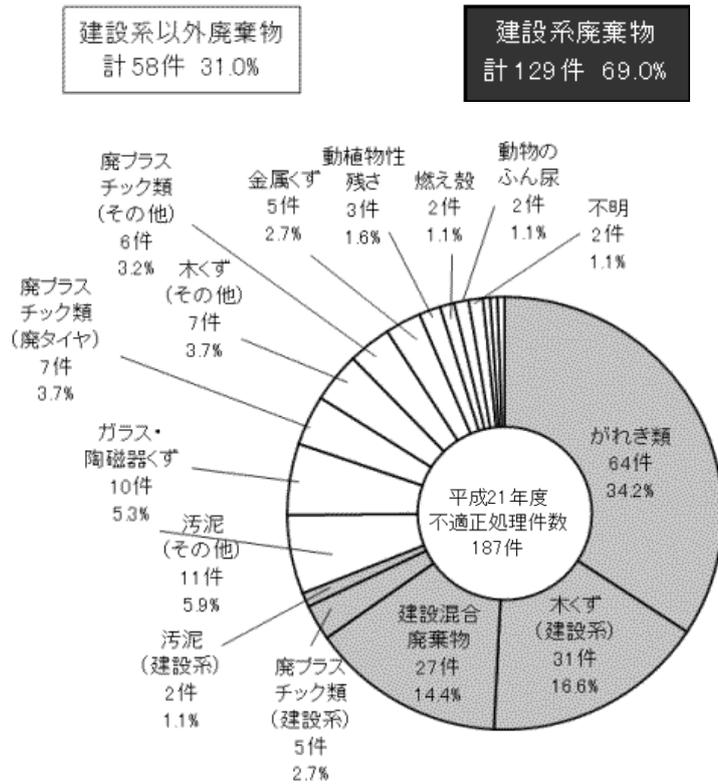
② 投棄量



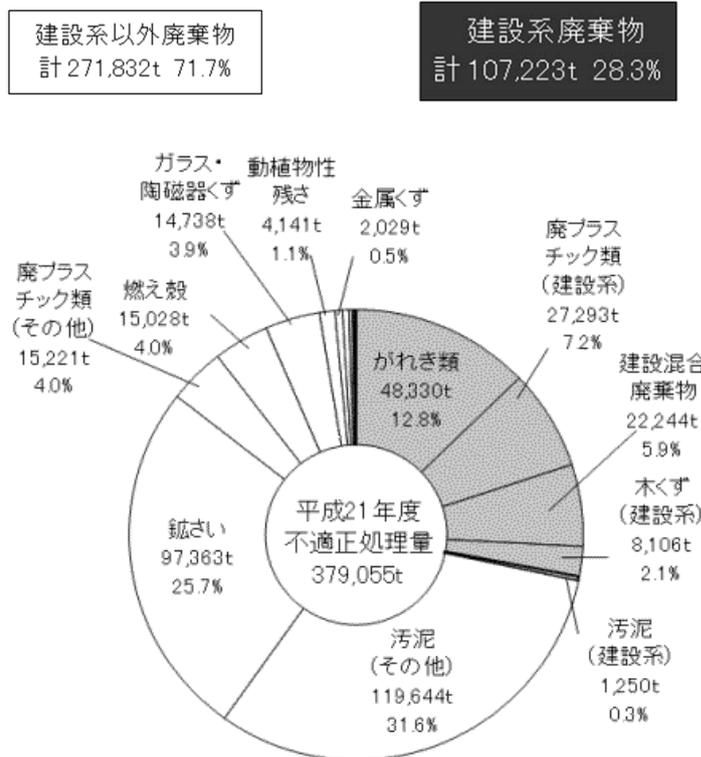
※ 量及び割合については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

○ 不適正処理廃棄物の種類及び量（新規判明事案）

① 不適正処理件数



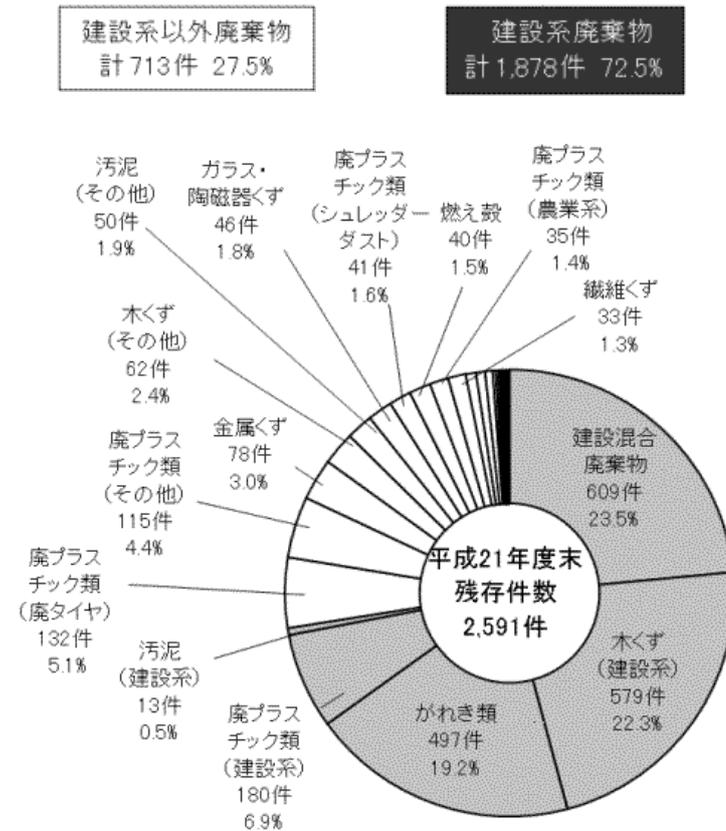
② 不適正処理量



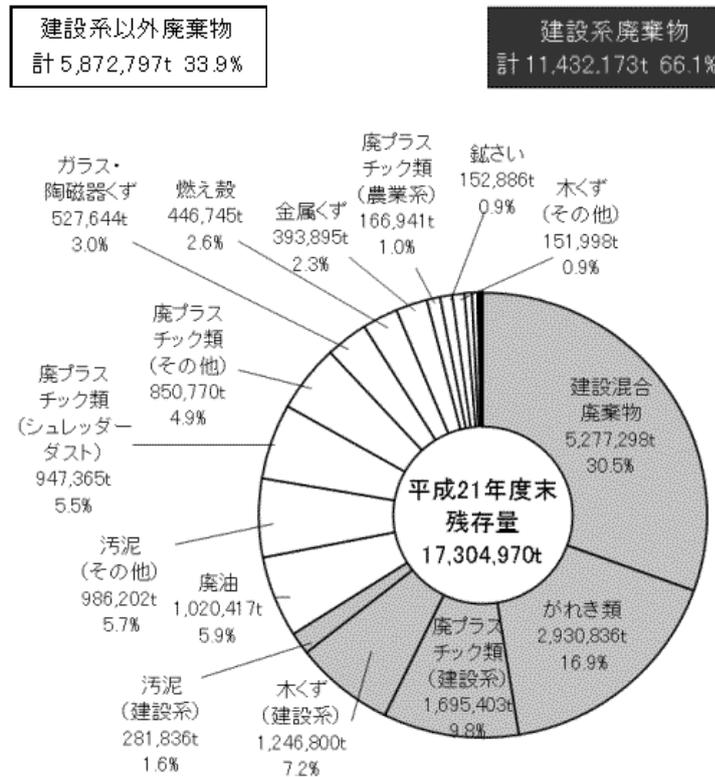
※ 量及び割合については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

○ 不法投棄等廃棄物の種類別残存件数及び残存量（平成21年度末時点）

① 残存件数



② 残存量



※ 量及び割合については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。